阪神電車罷業と本會の應援理由

吾等は如何なる爭議でも援助するものではないが、正當であると信じ遂くべからずと看た罷業に對しては全力を傾くるを辭せない。これ吾等が阪神電車從業員諸君の罷業に對し大局の勞を惜しまなかつた所以である。

思ふに交通機關の安全と正確とは交通勞働者の精神的敏活と肉體的健康とを基本要件とする。交通勞働者の敏活と健康とは、それを保持し增進する丈けの勞働條件を必要とする。されば阪神の從業員諸君が

> 初任日給賞與合計月收三十九圓一錢六厘に過ぎざる事、從つて一家の生計を維持する爲めには殘業手當を得べく、一日二十時間乃至二十二時間働かれねばならぬ事、右の長時間勞働の結果は睡眠不足となり事故を惹起するに到る

等を述べ『日給三十錢』の增額を要求したるを以て、誰か不當なりと云ひ得よふぞ。

◇　◇　◇

然るにも拘らず、交通勞働者の罷業は動もすれば輿論の攻撃に遇ふ。

先に大正九年四月東京市電從業員の罷業するや、市當局は『從業員が公益を顧みず故なくして突如罷業を決行せるは、市民を敵として戰ふものである』との惡聲を放つたことがある。

交通機關は他の生產機關と異り、其停止の影響が直接であり、社會的である。電車の杜絕は、一般消費者——『市民』をして當惑せしむる。

多くの市民は、彼等の交通の安全が、何を基本要件とするかに想到し熟考する暇なく、眼前の不便に感傷的の怒りを發する。而して資本主——市當局にせよ、會社にせよ——はこの市民の短見を利用して、電車罷業を反社會性なりと罵る。

◇　◇　◇

吾等は交通勞働者の罷業の容易に決行すべきでないことを認める。然れ共同時に、交通勞働者の重大な職責とそれに堪ゆる丈けの勞働條件の與へらるべきことを主張する。

歐米に於ては交通勞働者の罷業を避けんが爲めに、他の種類の勞働者よりも優れたる勞働條件を與へてゐるのが常である。

◇　◇　◇

大阪市、內外の交通勞働者諸君！

吾等は輿論の感傷的憤慨や、營利的企業者の策略に煩はされる事なく、次の事を明確に知悉する必要がある。

第一に、疲勞と不健康を齎すが如き勞働條件に甘んずるは交通の正確と安全とを委任せられたる交通勞働者の重大なる職責を忘却せるものである。

第二に、市民は、交通勞働者の生活を犧牲として、交通の便益を主張すべき何等の權利を有するものではない。交通勞働者は斷じて市民の奴隸ではない。

最後に人間としての生活を恢復すべき權利はあらゆる勞働者の等しく有する處である。この故に交通勞働者が組合を組織し、罷業權を保留することは至當なることである。

◇　◇　◇

吾等は阪神電車從業員諸君の團結と奮鬪とに敬意を表する。

而して全大阪市、內外の交通勞働者諸君が、輿論の短見と感傷的惡聲とに述はされることなく、堂々と交通勞働者の職責と權利とを自覺し、主張されんことを、一は交通の安全の爲めに、一は勞働者の權利の爲めに、希望して止まぬものである。

七月二十七日

日本勞働總同盟大阪聯合會